

社会福祉法人愛善会理事・監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛善会理事・監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の報酬)

第2条 理事が理事会に出席したとき及び評議員（理事を兼ねる評議員を含む）が評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができるものとする。
2 理事長が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができるものとする。

(監事の報酬)

第3条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができるものとする。
2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、この法人の業務及び財産の状況を調査するため監査の業務に当たったときは、別表により報酬を支払うことができるものとする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができるものとする。

(役員の勤務報酬)

第5条 理事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったときは、別表により報酬を支払うことができるものとする。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成28年12月20日より施行する。

別表

(単位：円)

名 称	報 酉※(日額)
理事長報酬	5,000
理事報酬	5,000
評議員報酬	5,000
監事報酬	5,000
評議員選任・解任委員	5,000

※ 上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。